

熊本県
障害福祉サービス等従事者
人材育成ビジョン

熊本県障害者自立支援協議会
研修企画部会
(事務局 熊本県障がい者支援課)

平成28年3月

目 次

はじめに	1
現状と課題	2
1 障害福祉サービス等従事者の人材育成の基本方針	5
2 障害福祉サービス等従事者に必要な資質	6
(1) 管理者		
(2) 相談支援専門員		
(3) サービス管理責任者		
(4) 児童発達支援管理責任者		
(5) サービス提供責任者		
(6) 生活支援員等		
(7) 事業者（法人代表、役員等）		
3 県が実施する研修体系	8
(1) 法定研修		
(2) 一般研修		
(3) 研修講師・ファシリテータ養成研修		
4 各種研修の目的	15
(1) 相談支援従事者研修		
(2) サービス管理責任者等研修		
(3) 障害福祉サービス等従事者基礎研修		
(4) 熊本県障害者虐待防止・権利擁護研修		
(5) 指定障害福祉サービス事業者等集団指導		
(6) 工賃向上計画支援研修		
(7) 就労継続支援A型事業所運営支援研修		
(8) 同行援護従業者養成研修		
(9) 行動援護従業者養成研修		
(10) 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）		
(11) 重度訪問介護従業者養成研修（統合課程）		
(12) 咳痰吸引等研修		
(13) 熊本県精神障がい者地域移行支援研修会		
(14) ファシリテータ養成研修（基礎編）		

5 各種研修の対象者 18

- (1) 相談支援従事者研修
- (2) サービス管理責任者等研修
- (3) 障害福祉サービス等従事者基礎研修
- (4) 熊本県障害者虐待防止・権利擁護研修
- (5) 指定障害福祉サービス事業者等集団指導
- (6) 工賃向上計画支援研修
- (7) 就労継続支援A型事業所運営支援研修
- (8) 同行援護従業者養成研修
- (9) 行動援護従業者養成研修
- (10) 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）
- (11) 重度訪問介護従業者養成研修（統合課程）
- (12) 咳痰吸引等研修
- (13) 熊本県精神障がい者地域移行支援研修会
- (14) ファシリテータ養成研修（基礎編）

6 具体的研修内容 21

- (1) 相談支援従事者研修
- (2) サービス管理責任者等研修
- (3) 障害福祉サービス等従事者基礎研修
- (4) 熊本県障害者虐待防止・権利擁護研修
- (5) 指定障害福祉サービス事業者等集団指導
- (6) 工賃向上計画支援研修
- (7) 就労継続支援A型事業所運営支援研修
- (8) 同行援護従業者養成研修
- (9) 行動援護従業者養成研修
- (10) 強度行動障害支援者養成研修
- (11) 重度訪問介護従業者養成研修
- (12) 咳痰吸引等研修
- (13) 熊本県精神障がい者地域移行支援研修会
- (14) ファシリテータ養成研修（基礎編）

7 障害福祉サービス従事者等関連研修一覧 42

はじめに

相談支援従事者やサービス管理責任者等の人員確保と資質向上を目指すため、平成25年3月5日、熊本県障害者自立支援協議会に研修企画部会が設置され、主に次のことについて検討を行ってきた。

- ・相談支援従事者研修及びサービス管理責任者等研修の企画
- ・研修の年間スケジュールの策定
- ・スキルアップ研修の検討
- ・次世代指導者育成のあり方検討

このように、相談支援従事者及びサービス管理責任者等を主としながら、障がい福祉サービス従事者全般に共通する課題に対応するための研修を実施してきた。

その結果、障がい福祉サービス等の質の向上のためには、それぞれ求められる人材像や人材育成を行うまでの具体的な取組み等を明確にし、俯瞰的な視点で研修を企画する必要が出てきた。

本書では、障害福祉サービス等従事者を対象とした人材育成の基本方針を明確にし、それぞれの従事者に必要な資質を示すとともに、県が実施する研修等を体系的に整理し、効果的に研修を実施することで、それぞれの従事者の質の確保を図ることを目的としている。

併せて、他職域、関係団体および各圏域等で実施される研修等についても情報提供を行うことにより、障がい福祉サービスの質の向上の一助とするものである。

現状と課題

1 相談支援専門員の研修

(1) 現状

- ・相談支援従事者研修は、障害者総合支援法に基づく相談支援専門員の要件として必須の研修であり、基礎研修（5日間31.5時間）と更新のための5年ごとの現任研修（3日間18.0時間）がある。
- ・県では、基礎研修及び現任研修については熊本県相談支援従事者研修事業者を指定して実施、専門コース別研修は委託で実施している。

(2) 課題

①研修に関すること

- ・平成27年度から、障害福祉サービス等を利用する全ての者に、サービス等利用計画案の提出が求められ、随時モニタリングや計画の見直しが必要であることから、そのための体制整備として、相談支援従事者研修を引き続き実施する必要がある。
- ・相談支援従事者研修の現任研修については、相談支援専門員として従事していない者もおり、従事している者との差が大きく、研修内容の検討が必要となっている。
- ・相談支援従事者研修の前に受講できるような、制度理解などの知識や基礎的な技術に関する研修が体系化されていないため、初步的な事項の一部を初任者研修で扱わざるを得ず、研修のレベルの確保が難しい状況となっている。

②研修講師やファシリテータの養成

- ・相談支援従事者研修の実施体制の確保に向けて、国の指導者養成研修の受講も含め計画的に講師やファシリテータの育成を行ってきて いるが、人材が不足している。

2 サービス管理責任者等の研修

(1) 現状

- ・サービス管理責任者等研修は、障害者総合支援法に基づくサービス管理責任者等の要件として必須の研修であり、サービス管理責任者等研修（5分野）（3日間19.0時間）と相談支援従事者研修（講義）（2日間11.5時間）の2つの研修で構成されている。
- ・県では、サービス管理責任者等研修は、熊本県サービス管理責任者等研修事業者を指定して実施している。

(2) 課題

①研修に関すること

- ・サービス管理責任者等研修の前に受講できるような、制度理解などの知識や基礎的な技術に関する研修が体系化されていないため、初步的な事項の一部をサービス管理責任者等研修で扱わざるを得ず、研修のレベルの確保が難しい状況となっている。
- ・サービス管理責任者等については、相談支援専門員のような5年ごとの更新研修や専門コース別研修の仕組みがないため、県独自で実施する必要がある。
- ・サービス管理責任者等については、新規の事業所が増えていることもあり、研修受講希望者数が増加している。

②研修講師やファシリテータの養成

- ・サービス管理責任者等研修の実施体制の確保に向けて、国の指導者養成研修の受講も含め計画的に講師やファシリテータの育成を行ってきているが、人材が不足している。
- ・サービス管理責任者等研修では、演習において講師等が複数のグループを担当する等、個々の受講者の理解度などが把握できない状況が生まれている。
- ・平成27年度の就労分野の研修では、各グループに1名のグループファシリテータを配置し、受講者の理解度が深まったとの評価を得ている。
- ・平成28年度以降、サービス管理責任者等研修の全分野においてグループファシリテータの配置を検討しており、計画的にファシリテータを養成する必要がある。

3 その他人材育成に関すること

(2) 課題

①質的な面

- ・求められる価値観については、本人中心の観点が重要であることは理解されているが、本人や家族の思いや生活を想像できていないことなどから、実際には本人中心の具体的な支援に至っていない場合が多い。
- ・知識については、障がいの特性、発達についての基礎的な知識、障がい者支援などの歴史認識や実態の理解、関連法や制度、地域の社会資源についての知識などが不足している。
- ・技術については、本人中心の個別ニーズアセスメント力、将来の生活を踏まえた総合計画作成などのプランニング力、新たな社会資源づくり

りだけでなく現状の資源の活用の方法などの一連の流れが不十分である。また、基本的な面接技術が不足している。

②相談支援専門員とサービス管理責任者等の連携

- ・障がい者の支援を行う際、サービス等利用計画と個別支援計画が連動し一体的に支援する体制が必要となっているが、実際には連携がとれていないところもある。

③研修に関すること

- ・サービス等利用計画や個別支援計画を作成するためのフォローアップ研修が少ない。
- ・スーパーバイザーを育成するためのトータルな視点に立った研修が少ない。

④職場内の人材育成

- ・目の前にある作業や対象者の不適応行動の対応に追われ、人材育成の長期ビジョンを持って運営している事業所が少ない。
- ・職員の資質向上や研修参加に対する姿勢が管理者の考え方により積極的な事業所とそうでない事業所に分かれる。
- ・スーパーバイザーの不足や多忙な業務等により、必要な職員がスーパービジョンを受けることができずスキルの向上を図ることができない。
- ・職員数が少ないとことや日常の業務に追われ、職場内で事例検討会を行うなど実務を通した実践的な能力を養う〇JTが実施されていない事業所が多い。

⑤地域の人材育成

- ・地域の人材育成を進めるために、地域の身近な所で行う事例検討や学習会などの開催をとおして、相談支援体制づくりを担う行政職員も含めた障害福祉サービス関係機関のネットワーク形成の場である自立支援協議会の活性化が必要である。

1 障害福祉サービス等従事者的人材育成の基本方針

障がいがあっても安心して暮らせる地域づくりを推進するためには、個人の特性やニーズに応じて多様な支援が行えるよう、障害福祉サービス等の提供に当たる専門的で質の高い人材の育成が必要である。

障がい児・者の思いに寄り添った適切な支援を行うため、障害福祉サービス等従事者の役割やるべき姿を明確にするとともに、障害福祉サービス等従事者に対して実施する研修等を体系的に整理し、より効果的に実施することで、それぞれの従事者の充足とともに質の確保をめざす。

○障害福祉サービス等従事者のそれぞれの役割に応じた研修の実施

利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえ、効果的、継続的な障害福祉サービス等を提供するため、県は、障害福祉サービス等従事者に求められる役割を明確にするとともに、その役割に応じ適切で効果的な支援が行えるよう、必要な知識や技術等についての研修を実施する。

○当事者中心の支援の推進

障がい児・者がノーマライゼーションの理念のもと、地域で生活するなかで社会的自立や社会参加を通して自己実現を果たしていくため、当事者の意向を丁寧に聴き、ストレングスに着目した本人中心でエンパワメントにつながる支援を提供できる力を養う。

○組織としての専門性の向上

障がい児・者の思いに寄り添ったサービス等利用計画や個別支援計画等の円滑な作成、障がい児・者の多様なニーズへの対応及びその家族への適切な支援を行い、さらには地域社会のサービスの向上にも寄与できるよう に障害福祉サービス等従事者の専門性の向上を図る。

○リーダー的な人材の育成

効果的な人材育成を推進するため、計画的に講師・ファシリテータの養成を行う。

2 障害福祉サービス等従事者に必要な資質

(1) 管理者

- ・障がいの特性と支援方法についての理解
- ・障がい児・者の人権の尊重及び障がい者虐待防止に対する高い意識
- ・障がい者支援等にかかる各種施策や法制度等に関する理解
- ・従業者及び業務その他の運営に関するマネジメント力
- ・質の高いサービスを提供するための基本的な知識及び提供するサービスの質を評価し、改善を行う力
- ・相談支援専門員やサービス管理責任者等、障害福祉サービス等従事者の役割や必要とされる資質についての理解

(2) 相談支援専門員

- ・障がいの特性と支援方法についての理解
- ・障がい児・者の人権の尊重及び障がい者虐待防止に対する高い意識
- ・障がい児・者等に寄り添い、その意向を確認するとともに、真のニーズを把握する力
- ・障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等、必要な支援を行う力
- ・地域の社会資源についての情報収集力や関係機関等との連携、地域協議会等を利用した社会資源の改善・開発を推進する力
- ・相談支援専門員が中心となりチームで当事者の課題を解決するためのマネジメント能力

(3) サービス管理責任者

- ・障がいの特性と支援方法についての理解
- ・障がい者の人権の尊重及び障がい者虐待防止に対する高い意識
- ・利用者の有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者等の希望する生活、課題等の把握を行う力
- ・アセスメントに基づき、当該利用者に適した個別支援計画を作成するとともに、提供したサービスを客観的に評価する力
- ・利用者及び家族に対し適切な支援を行うためのマネジメント能力
- ・他の従業者に対する技術指導及び助言を行う知識と技量

(4) 児童発達支援管理責任者

- ・障がいの特性と支援方法についての理解
- ・障がい児の人権の尊重及び障がい児虐待防止に対する高い意識

- ・利用者の有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者等の希望する生活、課題等の把握を行う力
- ・アセスメントに基づき、当該利用者に適した個別支援計画を作成するとともに、提供したサービスを客観的に評価する力
- ・障がい児及び家族に対し適切な支援を行うためのマネジメント力
- ・他の従業者に対する技術指導及び助言を行う知識と技量

(5) サービス提供責任者

- ・障がいの特性と支援方法についての理解
- ・障がい児・者の人権の尊重及び障がい者虐待防止に対する高い意識
- ・利用者の有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者等の希望する生活、課題等の把握を行う力
- ・アセスメントに基づき、当該利用者に適した個別支援計画を作成するとともに、提供したサービスを客観的に評価する力
- ・利用者に対し適切な支援を行うためのマネジメント力
- ・他の従業者に対する技術指導及び助言を行う知識と技量

(6) 生活支援員等

- ・障がいの特性と支援方法についての理解
- ・障がい児・者の人権の尊重及び障がい者虐待防止に対する高い意識
- ・個別支援計画に基づいて質の高いサービスを提供するための知識と支援技術

(7) 事業者（法人代表、役員等）

- ・障がいの特性と支援方法についての理解
- ・障がい児・者の人権の尊重及び障がい者虐待防止に対する高い意識
- ・障害者総合支援法及び運営基準等についての理解
- ・障がい者支援等にかかる各種施策や法制度等に関する理解
- ・障がい福祉サービス等についての基本的な知識
- ・相談支援専門員やサービス管理責任者等、障害福祉サービス等従事者の役割や必要とされる資質についての理解

3 県が実施する研修体系

(1) 法定研修

業務に従事するため、受講が義務付けられている研修。

※ 具体的な研修体系は別紙1のとおり

- ① 相談支援従事者研修
- ② サービス管理責任者等研修
- ③ 咳痰吸引等研修

(2) 一般研修

業務に従事するため、必要な知識や技術等を習得するための研修。(受講により報酬の加算請求が可能になるものもある。)

※ 具体的な研修体系は別紙2のとおり

- ① 障害福祉サービス等従事者基礎研修
- ② 熊本県障害者虐待防止・権利擁護研修
- ③ 指定障害福祉サービス事業者等集団指導
- ④ 工賃向上計画支援研修
- ⑤ 就労継続支援A型事業所運営支援研修
- ⑥ 同行援護従業者養成研修
- ⑦ 行動援護従業者養成研修
- ⑧ 強度行動障害支援者養成研修
- ⑨ 重度訪問介護従業者養成研修
- ⑩ 熊本県精神障がい者地域移行支援研修会

(3) 研修講師・ファシリテータ養成研修

県研修を担う講師、ファシリテータ養成のための研修。

※ 具体的な研修体系は別紙3のとおり

① 相談支援従事者指導者養成研修

- ・例年5月～6月頃の3日間、所沢市で開催
- ・相談支援専門員3名（うち1名は前年度派遣者）派遣
- ・研修受講者は、派遣年度及び翌年度において、リーダー講師等として、相談支援従事者初任者研修の企画に従事
- ・相談支援従事者現任研修は企画部会委員を中心に企画立案を行う

<リーダーファシリテータ養成のシステム>

n年度 熊本県相談支援従事者初任者研修でファシリテータを務める



n年度+1年度 相談支援従事者指導者養成研修受講

熊本県相談支援従事者初任者研修の企画立案に補佐的に関わり、
ファシリテータを務める



n年度+2年度 熊本県相談支援従事者研修で主体的に企画立案に関わり、ファ
シリテータを務める

※原則として、県研修に主体的に関わる期間は3年間とする

② サービス管理責任者等指導者養成研修

- ・例年9月～10月頃の3日間、所沢市で開催
- ・サービス管理責任者（各分野）及び児童発達支援管理責任者を派遣

介護

地域生活（身体）

地域生活（知的・精神）

就労

児童

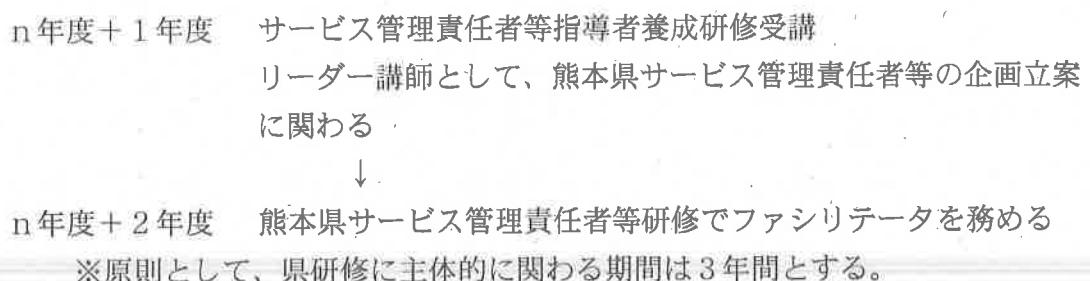
分野ごとに各1名

- ・派遣年度のリーダー講師として、研修企画に従事

<リーダーファシリテータ養成のシステム>

n年度 熊本県サービス管理責任者等研修でファシリテータを務める





③ 強度行動障害支援者養成研修指導者研修

- ・基礎研修・実践研修を所沢市で開催
- ・研修講師候補者を派遣

④ ファシリテータ養成研修（基礎編）

- ・相談支援従事者研修及びサービス管理責任者等研修のグループファシリテータを対象
- ・6月～7月頃に実施

3 具体的な研修体系

(1) 法定研修

別紙 1

研修区分	講義	研修区分	講義
相談支援専門員	相談支援従事者初任者研修 （初任者研修受講後1～5年） ※実務経験要件あり	相談支援従事者 現在研修 （初任者研修受講後6～10年） 相談支援従事者専門コース別研修（※ 必要に応じ、何度でも受講可）	相談支援従事者 現任研修 （初任者研修受講後11～15年） 相談支援従事者専門コース別研修（※ 必要に応じ、何度でも受講可）
児童発達支援管理責任者	相談支援従事者初任者研修 （講義のみ） ◆ サービス管理責任者等研修 （共通講義） ◆ サービス管理責任者研修 （分野別）	相談支援従事者初任者研修 （講義のみ） ◆ サービス管理責任者等研修 （共通講義） ◆ サービス管理責任者研修 （講義のみ）	サービス管理責任者等スキルアップ研修（※ 必要に応じ、何度でも受講可）
法 定 研 修	1・2号研修 （第1・2・3号） 高齢者支援課所管 ※1・2号は、 略歴引等研修 （第1・2・3号）	3号研修 （第1・2号） 高齢者支援課所管 ※1・2号は、 現場演習 シミュレーター演習 シミュレーター演習	基本研修 講義 + シミュレーター演習 実地研修 + 現場演習 シミュレーター演習 実地研修

3 具体的な研修体系

別紙 2-1

(2) 一般研修

研修区分	職種別	研修
	事業者 (法人代表・役員等)	障害福祉サービス等従事者基礎研修 (事業者研修) ※主に新任者対象
相談支援事業所	管理者 相談支援専門員	管理者 相談支援専門員
障害福祉サービス事業所等	管理者 サービス管理責任者 サービス提供責任者 支援員等	管理者 サービス管理責任者 サービス提供責任者 支援員等
障害児入所・通所事業所等	管理者 児童発達支援管理責任者 支援員等	管理者 児童発達支援管理責任者 支援員等

※ 受講により障害福祉サービス事業所等によっては、就業要件や報酬の加算請求が可能となる。

(※ 経験年数にかかわらず、必要に応じ受講可)

- ・同行援護従業者養成研修(一般・応用)
- ・行動援護従業者養成研修
- ・強度行動障害支援者養成研修(基礎・実践)
- ・重度訪問介護従業者養成研修(統合過程)

3 具体的な研修体系

別紙 2-2

(2) 一般研修

研修区分	職種別	研修
	事業者 (法人代表・役員等)	
相談支援事業所	管理者 相談支援専門員	熊本県障害者虐待防止・権利擁護研修 (管理者研修) 熊本県障害者虐待防止・権利擁護研修 (サービス管理責任者研修) 熊本県精神障がい者地域移行支援研修会
障害福祉サービス事業所等	管理者 サービス管理責任者 サービス提供責任者 支援員等	熊本県障害者虐待防止・権利擁護研修 (管理者研修) 熊本県障害者虐待防止・権利擁護研修 (サービス管理責任者研修)
障害児入所・通所事業所等	管理者 児童発達支援管理責任者 支援員等	熊本県障害者虐待防止・権利擁護研修 (管理者研修) 熊本県障害者虐待防止・権利擁護研修 (サービス管理責任者研修)

3 具体的な研修体系

(3) 研修講師・ファシリテータ養成研修

研修区分	職種別	研修講師・ファシリテータ養成研修
	相談支援専門員	※ グループファシリティータ対象 ファシリティータ養成研修（基礎編）
	児童発達支援管理責任者	サービス管理責任者養成研修（於 所沢市）
	支援員等	強度行動障害支援者養成研修指導者研修 (基礎)(実践) (於 所沢市)

4 各種研修の目的

(1) 相談支援従事者研修

① 相談支援従事者初任者研修

地域の障がい児・者等の意思決定支援に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得することにより、相談支援に従事する者及びサービス管理責任者等として従事する者の資質の向上を図る。

② 相談支援従事者現任研修

地域の障がい児・者等の意思決定支援に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図る。

③ 相談支援従事者専門コース別研修

相談支援従事者に対して、地域の障がい児・者等の意思決定支援に基づく地域生活を実現するために必要な援助技術の習得や、困難事例に対する支援方法等について研修を行い、相談支援従事者の資質の向上及び中核的人材の育成を図るとともに、相談支援従事者等研修の質を向上させることを目的とする。

(2) サービス管理責任者等研修

① サービス管理責任者等研修

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図る。

② サービス管理責任者等スキルアップ研修

サービス管理責任者等として従事している者に対し、サービス提供や支援において必要となる専門的な知識や技術の習得のための研修を行い、サービス管理責任者等の更なる資質の向上を図るとともに、中核的人材の育成を図る。

(3) 障害福祉サービス等従事者基礎研修

① 事業者研修（法人代表、役員等）

障害福祉サービス事業運営に必要な各種施策や法制度、報酬請求等の

基本を理解し、組織として、適性な業務運営、質の高いサービスの提供を行うことを目的とする。

(2) 新任従事者研修（支援員等）

利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえ、効果的、継続的な障害福祉サービス等を提供するため、指定障害福祉サービス等に従事するために必要な基礎的な知識の習得を図る。

(4) 熊本県障害者虐待防止・権利擁護研修

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号）の趣旨を理解するとともに、障がい者に対する不適切な対応（支援）を防止するための支援方法や、虐待の未然防止のための組織・運営体制等について理解を深めることで、障がい者への虐待防止と権利利益の擁護を図る。

(5) 指定障害福祉サービス事業者等集団指導

実地指導の状況や報酬請求にかかる留意事項等、必要な情報等を周知することで、障害者総合支援法に基づく自立支援給付対象サービスの質の確保及び自立支援給付の適正化を図る。

(6) 工賃向上計画支援研修

就労継続支援B型事業所等の職員に対し、工賃向上に必要な専門的な知識の習得や能力の向上に資する研修を実施し、就労継続支援B型事業所等の工賃水準の向上を図る。

(7) 就労継続支援A型事業所運営支援研修

就労継続支援A型事業所の管理者等に対し、事業所運営の事例紹介、障がいの特性に応じた対応や事業所の基準等の説明を行い、適切な運営を支援する。

(8) 同行援護従業者養成研修

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に対して、外出時に当該障がい者等に同行して移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者が外出する際に必要な援助を行う者が、一般的な知識及び技術を習得するための養成を図る。

(9) 行動援護従業者養成研修

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要するものにつき、当該障がい者等の特性や評価、支援計画シート等の作成及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術の習得を図る。

(10) 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）

① 基礎研修

強度行動障がいを有する者に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする。

② 実践研修

強度行動障がいを有する者に対し、適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成を目的とする。

(11) 重度訪問介護従業者養成研修（統合課程）

重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障がい者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護及びたんの吸引等に関する知識及び技術を習得することを目的とする。

(12) 咳痰吸引等研修

居宅及び障害者支援施設等において、必要なケアをより安全に提供するため、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成することを目的とする。

(13) 熊本県精神障がい者地域移行支援研修会

精神障がい者の地域生活への移行を進めるため、精神科病院とその地域の福祉等関係者との連携体制構築とこれらの従事者の資質向上を図る。

(14) ファシリテータ養成研修（基礎編）

県が実施する相談支援従事者研修やサービス管理責任者等研修においてグループファシリテータとしてグループの活性化を図ることができるリーダー等を養成する。

5 各種研修の対象者

(1) 相談支援従事者研修

① 相談支援従事者初任者研修

相談支援事業に従事しようとする者

サービス管理責任者等として従事しようとする者（講義のみ受講）

② 相談支援従事者現任研修

指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者

③ 相談支援従事者専門コース別研修

指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者

(2) サービス管理責任者等研修

① サービス管理責任者等研修

- ・指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事しようとする者
- ・指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所において児童発達支援管理責任者として従事しようとする者

② サービス管理責任者等スキルアップ研修

- ・指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事しており、一定の経験を有する者
- ・指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所において児童発達支援管理責任者として従事しており、一定の経験を有する者

(3) 障害福祉サービス等従事者基礎研修

① 事業者研修（法人代表、役員等）

- ・新規で指定障害福祉サービス事業所及び指定相談支援事業所等の指定を受けた者
- ・新規で指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所等の指定を受けた者
- ・その他受講を希望する者

② 新任従事者研修（支援員等）

- ・障害福祉サービス等に初めて従事する者
- ・その他受講を希望する者

(4) 熊本県障害者虐待防止・権利擁護研修

- ① 共通研修
主に施設・事業所の管理者、サービス管理責任者等
- ② 管理者研修
施設・事業所の管理者、施設長等
- ③ サービス管理責任者研修
施設・事業所のサービス管理責任者、サービス提供責任者、児童発達管理責任者 等
- ④ 初任者研修
入職2年以内の職員

(5) 指定障害福祉サービス事業者等集団指導

- ・指定障害福祉サービス事業者
- ・指定障害者支援施設職員
- ・指定相談支援事業所職員 等

(6) 工賃向上計画支援研修

- ・就労継続支援B型事業所の職員
- ・工賃向上計画を作成し、積極的な取組を行っており、工賃の向上に意欲的に取り組んでいる就労継続支援A型事業所の職員

(7) 就労継続支援A型事業所運営支援研修

- ・主に就労継続支援A型事業所の管理者、サービス管理責任者。

(8) 同行援護従業者養成研修

- ① 一般課程
障害福祉サービス事業所等において、視覚障がいのある児者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後従事する予定のある者とする。
- ② 応用課程
一般課程を修了した者

(9) 行動援護従業者養成研修

- ・障害福祉サービス事業所等において、知的障がい、精神障がいのある児者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後従事する予定のある者

(10) 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）

① 基礎研修

- ・原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障がい、精神障がいのある児者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後従事する予定のある者

② 実践研修

- ・基礎研修を終了している者のうち、原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障がい、精神障がいのある児者を支援対象にした業務に従事している者

(11) 重度訪問介護従業者養成研修（統合課程）

- ・障害福祉サービス事業所等において、重度障がい者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後従事しようとする者

(12) 咳痰吸引等研修

- ・介護福祉士、障害者(児)サービス事業所及び障害者(児)施設等(医療機関を除く。)で福祉サービスに従事している介護職員、保育士等特定の者に対してたんの吸引等の行為を行う必要のある者またはその予定のある者

(13) 熊本県精神障がい者地域移行支援研修会

- ・精神科病院・相談支援事業所の職員
- ・行政関係者(市町村、保健所等)

(14) ファシリテータ養成研修（基礎編）

- ・県が主催する相談支援従事者研修やサービス管理責任者等研修においてグループファシリテータ等として従事する予定の者。

6 具体的研修内容

(1) 相談支援従事者研修

① 相談支援従事者初任者研修標準カリキュラム

科 目	獲 得 目 標	内 容	時間数
1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義（6. 5時間）			
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の趣旨、目的やサービス内容の基本的な理解を深める。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律におけるケアマネジメントの制度化と市町村における相談支援事業の役割を理解する。	これまでの障害福祉の概要と制度の変遷を踏まえ、利用者の自立支援を図るために必要な障害福祉サービス及び児童福祉法によるサービスの意義と目的等、制度の概要を理解する。（自立支援給付、地域生活支援事業、自立支援医療、補装具、利用者負担減免措置、障害福祉計画、不服申し立て及び障害児通所支援等についてふれる。） また、地域移行支援、地域定着支援及び障害児相談支援の目的、対象者、支援内容、留意点などを理解する。	3. 0
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等における計画作成とサービス提供のプロセス	サービス提供に当たっての一連のプロセスを理解する。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律におけるサービス提供のプロセス（申請、サービス等利用計画案の作成、支給決定、サービス等利用計画の作成、個別支援計画の作成、モニタリング）を理解する。 特に、サービス等利用計画と個別支援計画の関係及び相談支援専門員とサービス管理責任者との連携について理解する。	2. 0
相談支援の基本姿勢	相談支援において重視すべき理念等について理解する。	ケアマネジメントにおける基本姿勢について理解する。例えば①ノーマライゼーションの実現、②自立と社会参加、③主体性、自己決定の尊重・支援、④地域における生活の個別支援、⑤エンパワメントの視点などについて具体的な場面を想定して説明する。	1. 5

科 目	獲 得 目 標	内 容	時間数
2 ケアマネジメントの手法に関する講義（8時間）			
ケアマネジメント (概論)	ケアマネジメントのプロセスと技術について理解する。	ケアマネジメントの目的、プロセス（アセスメント、プランニング、モニタリング等）、障害者の生活ニーズの捉え方など障害者ケアマネジメントの概論を理解する。	2
ケアマネジメントの実践	実例を通して、アセスメント・サービス利用計画作成・社会資源の活用と調整、モニタリングを理解する。	サービス等利用計画作成費対象者の事例をもとに、前半2日間の講義を受けて一連のプロセスをシミュレーションし理解する。（相談面接から主訴の把握、生活機能とその背景の把握、利用者の状況等、事例検討等を行うことにより、アセスメント等の理解を深める。生活の目標に向けたサービス及び社会資源の活用と調整等やモニタリングの具体的な内容について理解する。）	6
3 障害者の地域支援に関する講義（6時間）			
障害児者の地域生活支援	障害児者の地域生活における社会資源の役割や支援内容を理解する。	障害者の地域生活において、ICFの視点をもとに人的支援、環境整備、就労支援、家族支援、医療、教育などの支援について実情を具体的に理解する。 (例えば障害者支援施設や精神科病院からの地域移行事例や重症心身障害児の地域生活事例などを例に、障害児者の地域生活における課題解決のための社会資源の活用についてふれる。)	1. 5
相談支援における権利擁護と虐待防止	ケアマネジメントプロセス全般における権利擁護の視点と虐待防止などにおいて果たすべき役割を理解する。	具体的なケアマネジメント事例を通して障害者の権利擁護について理解する。また、障害者虐待防止法の概要と、各事業所が果たすべき役割を理解する。その上で、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の関連制度の重要性についても理解する。	1. 5
協議会の役割と活用	協議会の必要性と運営方法について理解する。	地域の社会資源の整備状況等のアセスメント（地域診断）を行い、その地域の課題を理解するとともに、協議会の役割を踏まえ、地域づくりのステップアップについて理解する。 また、地域の相談支援事業所への支援などの基幹相談支援センターの役割及び同センターと協議会との関係について理解する。	3

科 目	獲 得 目 標	内 容	時間数
4 ケアマネジメントプロセスに関する演習（11時間）			
実習ガイダンス	実際の事例を選定して、ケアマネジメントプロセスを個別学習することによって、演習につなげる。※	実習の目的、ねらい、方法、アセスメントツールについて解説を行う。	1
演習Ⅰ	課外実習で作成した各自のアセスメント表、サービス等利用計画案を発表し、相互の事例の理解を深める。	各自の事例を発表し、情報交換し、演習Ⅱの事例を選択する。	3
演習Ⅱ	模擬的なサービス担当者会議を通じて事例検討を行い、ケアマネジメント手法を具体的に理解する。	グループによって選択した事例をもとに役割を分担して模擬的なサービス担当者会議等を行い、サービス等利用計画書を完成させる。	4
実習ガイダンス	実際の事例を選定して、ケアマネジメントプロセスを個別学習することによって、演習につなげる。※	実習の目的、ねらい、方法、アセスメントツールについて解説を行う。	1
演習のまとめ	発表事例の事後的・客観的評価により実習・演習の総括を行う。	発表事例の中から数例を選び、モニタリングの方法、事後的・客観的評価を行うことにより、総合的な援助の方針及び目標設定の整合性を確認し、ケアマネジメントについての理解を深める。	3
合 計			31.5

※ 在宅の事例を1事例選定し、ケアマネジメントプロセスを課外実習する。

② 相談支援従事者現任研修標準カリキュラム

科 目	獲 得 目 標	内 容	時間数
1 講義（6 時間）			
障害者福祉の動向について	障害者福祉施策及び関連施策に関する最新の動向を理解する。	障害者福祉施策の他、介護保険制度、生活保護、年金、医療、労働等、関連施策の最新の動向について理解する。	1
地域生活支援事業について	地域生活支援事業に関する事例を分析し、専門的な支援が必要な事例の支援方法を学ぶ。	地域生活支援事業の事業内容について、事例を通してその事業の活用方法を理解するとともに、専門的な支援が必要な事例の支援方法を検討する。 （例）発達障害児者の支援、高次脳機能障害者の支援、権利擁護（虐待防止）に関する取り組み、障害者就業・生活支援センターによる就労支援など。	1
相談支援の基本姿勢及びプロセスについて	相談支援において重視すべき理念及び相談支援の意義や役割等について理解する。	相談支援専門員としての基本的姿勢、役割、専門性を理解する。①ノーマライゼーションの実現、②自立と社会参加、③主体性、自己決定の尊重・支援、④地域における生活の個別支援、⑤エンパワメントの視点などについて具体的な場面を想定して説明する。また、「個別支援計画に至るまでの支援」、「ニーズの掘り起こし」など多様な相談支援の在り方について理解する。	2
協議会について	協議会の運営等、地域の関係機関とのネットワークづくりについて理解する。	協議会の運営、地域課題へのアプローチ方法（地域診断から課題抽出へ至る）について整理するとともに、地域生活支援のネットワークづくり、地域生活支援システムの構築方法を検討する。	2
2 障害者ケアマネジメントに関する演習（12 時間）			
障害者ケアマネジメントの実践（演習）	支援事例等の検討を行い相談支援従事者としての実務能力を向上させる。	各受講者の相談支援事例を発表し支援の検証を行う。発表事例や対応困難な事例について、演習方法により、ケアマネジメントプロセスの実施状況、チームアプローチのあり方等について、自己評価を含め、総合的な視点で検討する。	6
スーパーバイズ	スーパーバイズを経験することにより、相談支援の質を確保する方法を理解する。	演習で発表した事例の中から選んだ数例について、自己評価とあわせて、講師又は受講生相互によるスーパーバイズを経験することにより、サービス等利用計画作成、サービス担当者会議の運営、モニタリング等に係るポイント、社会資源の開発改良のポイントを理解する。	6
合 計			18

③ 専門コース別研修標準カリキュラム

【 障害児支援 】

科 目	獲 得 目 標	内 容	時間数
1. 各種制度の概要及び障害児の生活ニーズを理解する。 (講義)			
テーマを決めて概要を説明 (講義Ⅰ)	(例) 発達障害の概要を理解する。	発達障害の定義、診断基準などの説明	45分
障害の特性理解 (講義Ⅱ)	(例) 発達障害の生活ニーズを理解する。	障害当事者、家族、支援者等による事例紹介	1.0
関係機関等の理解 (講義Ⅲ)	(例) 発達障害児を支援する上で必要な関係機関を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療機関 ・教育機関 ・福祉機関（保育所、発達障害支援センター、相談支援事業所） 	45分
2. 障害児支援における相談支援（演習）			
実践事例の報告 (演習Ⅰ)	障害児支援における相談支援の役割と関わり方を獲得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援従事者における障害児家族支援の状況の実践報告を受け、グループワークを通して確認する。 ・実践報告の事例を通して、療育・教育・相談支援従事者等の連携を確認する。 	1.5
事例を活用し実際に支援体制を組み立てる (演習Ⅱ)	具体的に事例を使い障害児支援の体制作りを獲得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・受講者の事例を持ち寄りそれぞれの抱えている課題を共有する。 ・グループで1事例選択し、課題解決に向けた支援体制作りを検討する。 ・グループごとに検討した内容を発表し全体で共有する ・全体の共有の後に各グループで再度振り返りをする。 	1.5
総括	研修のポイントの再確認・自己の事例を振り返る。	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ内で自己の振り返りを共有 	1.0
合 計			6.5

【 権利擁護・成年後見制度 】

科 目	獲 得 目 標	内 容	時 間 数
1日目 1. 各種法制度の概要及び相談支援従事者の役割を理解する。（講義）			
法制度の概要	権利擁護に関する各種法制度の基本的な理解を深める。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者権利条約、障害者虐待防止法等の法制度概要 ・成年後見制度、日常生活自立支援事業の制度概要 	2. 5
権利侵害・虐待	虐待の定義、実情の理解を深める。	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の定義、内容 ・権利侵害の状況 	1. 0
各機関の役割	関係機関の役割を学ぶ。	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士等の職能団体、都道府県権利擁護センター、行政等の関係機関の職務、職域概要 	1. 0
実践事例報告 (シンポジウム形式)	相談支援事業所の役割、関係機関との連携について学ぶ。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児者への虐待、権利侵害事例に対する具体的実践 ・協議会の活用 ・関係機関の役割分担、連携方法 	2. 5
2日目 2. 相談支援に必要な権利擁護の視点（演習）			
実践事例の報告 (演習Ⅰ)	相談支援の役割、関係機関との連携等による支援方法の視点を広げる。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児者の権利を保障する支援方法や介入、機関連携について、グループワークを行う。 	3. 0
事例を活用し実際に支援体制を組み立てる（演習Ⅱ）	具体的に事例を使い権利擁護、虐待防止の支援体制作り（地域連携）を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・グループで1事例選択し、課題解決に向けた支援体制作りを検討する。 ・グループ発表し、全体で共有し、再度振り返る。 	3. 0
総 括	研修のポイントの再確認	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の事例について、アドボカシーやエンパワメント等の視点を含め、相談支援の実践を振り返る。 ・グループ内で自己の振り返りを共有 	1. 0
合 計			1 4

【 地域移行・定着、触法 】

科 目	獲 得 目 標	内 容	時間数
1日目 1. 各種法制度の概要及び相談支援従事者の役割を理解する。 (講義)			
法制度の概要	障害者の地域移行に必要な各種法制度の基本的な理解を深める。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等を主とした法制度の概要 ・地域生活支援に関する制度（住宅政策、日常生活自立支援事業等）の概要 	45分
都道府県及び市町村の地域移行支援状況	地域移行の現状、地域の支援体制を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行の流れや関係者の役割等 ・地域の実情や支援体制の説明 	45分
障害者及び家族の理解	障害者や家族の基本的特性を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・家族支援の在り方 等 	1.0
1日目 2. 障害者地域移行支援における相談支援 (演習)			
実践事例の報告 (演習Ⅰ)	障害者の地域移行における相談支援の役割と関わり方を獲得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援従事者による地域移行支援の状況の実践報告を受け、グループワークを通して確認する。 ・実践報告の事例を通して、地域での関係機関と相談支援従事者等の連携を確認する。 	1.5
事例を活用し実際に支援体制を組み立てる (演習Ⅱ)	具体的に事例を使い障害者の地域移行の体制作りを獲得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・受講者が事例を持ち寄り、それぞれの抱えている課題を共有する。 ・グループで1事例選択し、課題解決に向けた支援体制作りを検討する。 ・グループごとに検討した内容を発表し全体で共有する。 ・全体の共有の後に各グループで再度振り返りをする。 	1.5
総括	研修のポイントの再確認	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の事例を振り返る。 ・グループ内で自己の振り返りを共有 	1.0
2日目 1. 各種法制度の概要及び相談支援従事者の役割を理解する。 (講義)			
法制度の概要	触法障害者に関わる各種法制度の基本的な理解を深める。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律・心神喪失者等医療観察法・少年法、地域生活定着支援事業等を主とした法制度の概要や仕組みの説明 	45分

科 目	獲 得 目 標	内 容	時 間 数
触法障害者等への支援状況	地域の触法障害者の生活状況、支援体制を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・触法障害者への支援導入の流れや関係者の役割等の説明 ・地域生活定着支援センターの支援状況の説明 ・地域の実情や支援体制の説明 	45分
触法障害者及びその家族の理解	触法障害者や家族の基本的特性を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・触法障害者の障害特性 ・家族支援の在り方 	1.0
2日目 2. 触法障害者支援における相談支援（演習）			
実践事例の報告 (演習1)	触法障害者支援における相談支援の役割と関わり方を獲得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業における触法障害者支援の状況の実践報告を受け、グループワークを通して確認する。 ・実践報告の事例を通して、保護観察官、社会復帰調整官、保護司、教育関係者、相談支援従事者等の連携を確認する。 	1.5
事例を活用し実際に支援体制を組み立てる（演習2）	具体的に事例を使い触法障害者支援の体制作りを獲得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・受講者の事例を持ちよりそれぞれの抱えている課題を共有する。 ・グループで1事例選択し、課題解決に向けた支援体制作りを検討する。 ・グループごとに検討した内容を発表し全体で共有する。 ・全体の共有の後に各グループで再度振り返りをする。 	1.5
総 括	研修のポイントの再確認	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の事例を振り返る。 ・グループで自己の振り返りを共有 	1.0
合 計			13

【セルフマネジメント】

科 目	獲 得 目 標	内 容	時 間 数
1. セルフマネジメントの概要及びその支援について理解する。（講義）			
セルフマネジメント概論	当事者運動の背景を学び、当事者主体、セルフマネジメント支援についての理解を深める。	・障害者の当事者運動の歴史 ・セルフマネジメント及び支援の概要	45分
エンパワメント概論	エンパワメント及びその支援について理解を深める。	・障害児者（家族含む）のエンパワメントを支援する視点、アプローチ	45分
実践事例報告	当事者や支援者からの実践報告を受け、セルフマネジメント支援における相談支援事業所の役割を学ぶ。	・セルフマネジメントによる生活の実際、課題提起 ・セルフマネジメントの実現に向けた相談支援の展開	1.5
2. セルフマネジメント支援における相談支援従事者の役割を学ぶ（演習）			
セルフマネジメント支援における相談支援従事者の役割（演習Ⅰ）	障害者のセルフマネジメントを支援する上での役割を学ぶ。	・講義等を参考として、自己の相談支援を振り返る。 また、セルフマネジメントにおける相談支援従事者の役割について考える。 ・グループ内で発表し、整理、共有する。	1.5
セルフマネジメント支援における相談支援従事者の役割（演習Ⅱ）	障害者のセルフマネジメントを支援する上での役割を学ぶ。	・グループで検討した相談支援従事者の役割を全体発表し、共有する。 ・その後、グループで再度確認する。	1.0
総括	研修のポイントの再確認	・セルフマネジメント支援における相談支援従事者の役割について整理する。 ・グループ内で自己の振り返りを共有	1.0
合 計			6.5

【スーパービジョン・管理・面接技術】

科 目	獲 得 目 標	内 容	時 間 数
1. スーパービジョンの意義と活用を理解する。（講義）			
スーパービジョンの概要	スーパービジョンに関する基本的な理解を深める。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉の実践におけるスーパービジョンの意義 ・スーパービジョンの機能と構造 	1. 0
スーパービジョンの活用	スーパービジョンの具体的な技術を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパービジョンの場面 ・技法 	1. 5
2. スーパービジョンの実際と活用（演習）			
スーパービジョンの実際 (演習Ⅰ)	実際の場面におけるスーパービジョンの構造を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・受講者の持ち寄った事例を通して、グループ内で機能や構造を確認する。 	1. 0
スーパービジョンの活用 (演習Ⅱ)	事例を通して、スーパービジョンの場面を確認し、機能を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・グループで1事例選択し、課題解決に向けた支援体制作りを検討する。 ・検討した支援体制を想定し、ロールプレイで確認する。 ・ロールプレイで確認できたことを踏まえ、支援体制を修正する。 ・グループごとに検討した内容を発表し全体で共有する。 ・全体の共有の後に各グループで再度振り返りをする。 	2. 0
総括	研修のポイントの再確認	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の事例を振り返る。 ・グループ内で自己の振り返りを共有 	1. 0
合 計			6. 5

(2) サービス管理責任者等研修

① サービス管理責任者研修標準カリキュラム

科 目	区分	内 容	時間数
1 サービス管理責任者の役割に関する講義（6時間）			
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律とサービス管理責任者の役割及び児童福祉法と児童発達支援管理責任者の役割	共通	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における各事業の機能とサービス内容、サービスの質を確保するために必要なサービス管理責任者の基本的な役割及び児童福祉法における障害児支援制度や支援内容、支援の質を確保するために必要な児童発達支援管理責任者の基本的な役割等について解説	2
サービス提供及び支援提供のプロセスと管理	共通	サービス提供及び支援提供のプロセス全体を解説とともに、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者がそのプロセスにどのように係わるかを具体的に解説	2
サービス提供者と関係機関の連携及び支援提供職員と関係機関の連携	共通	実際のサービス提供現場における、事業者又はサービス提供職員とそれを取り巻く様々な関係機関等とのネットワーク構築及び支援提供現場における、事業者又は支援提供職員と各関係機関等とのネットワーク構築の事例解説	2
2 アセスメントやモニタリングの手法に関する講義（3時間）			
アセスメントとサービス提供の基本姿勢	分野別	アセスメント技法や特に配慮しなければならないポイントについて解説	3
3 サービス提供プロセスの管理に関する演習（10時間）			
「サービス提供プロセスの管理の実際 事例研究①」 (アセスメント編)	分野別	標準的なサービス提供のプロセスに沿って支援が実施された事例に基づき、支援方針の基本的な方向性やサービス内容を左右する利用者像の把握や目標設定などの事項に重点を置いて演習を展開する。	4
「サービス提供プロセスの管理の実際 事例研究②」 (個別支援計画編)	分野別	事例研究①と同様に、障害内容等の異なるより困難な事例を用いて、アセスメント結果がすでに明らかとなっている状況から正確な個別支援計画書を作成・修正できるかと言った観点から演習を展開する。	3
サービス内容のチェックとマネジメントの実際（模擬会議）	分野別	個別支援計画の作成に係る会議をシミュレーションし、サービス管理責任者としてサービス提供者が展開する様々なサービス内容をチェックし、支援チームに対するマネジメントの方法について演習する。	3
合 計			19

② 児童発達支援管理責任者研修標準カリキュラム

科 目	内 容	時間数
1 児童発達支援管理責任者の役割に関する講義（6時間）		
児童福祉法と児童発達支援管理責任者の役割及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律とサービス管理責任者の役割	児童福祉法における障害児支援制度や支援内容、支援の質を確保するために必要な児童発達支援管理責任者の基本的な役割及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における各事業の機能とサービス内容、サービスの質を確保するために必要なサービス管理責任者の基本的な役割等について解説	2
支援提供及びサービス提供のプロセスと管理	支援提供及びサービス提供のプロセス全体を解説するとともに、児童発達支援管理責任者及びサービス管理責任者がそのプロセスにどのように関わるかを具体的に解説	2
支援提供職員と関係機関の連携及びサービス提供者と関係機関の連携	実際の支援提供現場における、事業者又は支援提供職員と各関係機関等とのネットワーク構築及び実際のサービス提供現場における、事業者又はサービス提供職員とそれを取り巻く様々な関係機関等とのネットワーク構築の事例解説	2
2 アセスメントやモニタリングの手法に関する講義（3時間）		
アセスメントと支援提供の基本姿勢	アセスメント技法や特に配慮しなければならないポイントについて解説	3
3 支援提供プロセスの管理に関する演習（10時間）		
「支援提供プロセスの管理の実際事例研究①」 (アセスメント編)	標準的な支援提供プロセスに沿って支援が実施された事例に基づき、支援方針の基本的な方向性や支援内容を左右する利用者像の把握や目標設定などの事項に重点を置いて演習を展開する。	4
「支援提供プロセスの管理の実際事例研究②」 (個別支援計画編)	事例研究①と同様に、アセスメント結果がすでに明らかとなっている状況から正確な個別支援計画書を作成・修正できるかと言った観点から演習を展開する。	3
支援内容のチェックとマネジメントの実際 (模擬会議)	個別支援計画の作成に係る会議をシミュレーションし、児童発達支援管理責任者として支援提供者が展開する様々な支援内容をチェックし、支援チームに対するマネジメントの方法について演習する。	3
合 計		19

③ サービス管理責任者等スキルアップ研修

- ・サービス管理責任者等に従事する者が必要とする内容での研修を企画

(3) 障害福祉サービス等従事者基礎研修

- ① 事業者研修（法人代表、役員等）
 - ・障害者総合支援法及び運営基準等について
 - ・障がい福祉サービス等についての基本的な知識
 - ・障がい者的人権の尊重及び障がい者虐待防止条例について
 - ・障がいの特性と支援方法について
- ② 新任従事者研修（支援員）
 - ・障がい福祉サービス等についての基本的な知識
 - ・障がい者的人権の尊重及び障がい者虐待防止条例について
 - ・障がいの特性と支援方法について
 - ・個別支援計画に基づいて質の高いサービスを提供するための知識と支援技術

(4) 熊本県障害者虐待防止・権利擁護研修

障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業所等の管理者又はサービス管理責任者等を対象として、以下の障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応研修を実施する。なお、必要に応じて、入職2年以内の初任者向けの研修を実施する。

- ・障害者虐待防止に関する基礎知識や障害者の権利擁護に関する意識啓発
- ・障害者虐待防止委員会の設置等、具体的な虐待防止の体制づくり
- ・身体拘束や行動制限を廃するための具体的な取組
- ・就労系事業所等における使用者虐待の発見と対応方法等についての研修

(5) 指定障害福祉サービス事業者等集団指導

- ・実地指導の結果について
- ・報酬改定及び年度当初の届出にかかる留意事項について
- ・障害者虐待防止のための取組みについて
- ・労働基準法について
- ・その他

(6) 工賃向上計画支援研修

【熊本県工賃向上3か年計画に記載した研修テーマ例】

- ・商品、サービスの開発及び内容の改善
- ・商品デザイン、包装、陳列等の改善

- ・新規顧客、取引先の開拓及びその拡大
- ・ホームページ、ブログ、フェイスブック等を活用した情報の発信
- ・マーケティング、ブランディング
- ・営業戦略、営業スキル
- ・ビジネスマナー
- ・作業効率の改善、生産管理
- ・品質管理、商品及び景品表示
- ・原価計算、就労支援会計等財務管理
- ・事業所職員の意識改革
- ・先進事例、優良事例紹介

(7) 就労継続支援A型事業所運営支援研修

- ・先進事例、優良事例紹介
- ・障がいの特性と支援方法
- ・報酬、基準等について 等

(8) 同行援護従業者養成研修

① 同行援護従業者養成研修（一般課程）標準カリキュラム

	科目名	時間数	内容
講義	(1) 視覚障害者(児)福祉の制度とサービス	1	視覚障害者(児)福祉の制度とサービスの種類、内容、役割を理解する。
	(2) 同行援護の制度と従業者の業務	2	同行援護の制度と従業者の業務を理解する
	(3) 障害・疾病の理解①	2	業務において直面する頻度の高い障害・疾病を医学的、実践的視点で理解するとともに、援助の基本的な方向性を把握する
	(4) 障害者(児)の心理①	1	視覚障害者(児)の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について把握する
	(5) 情報支援と情報提供	2	移動中の必要な情報支援、情報提供の基礎を習得する
	(6) 代筆・代読の基礎知識	2	情報支援としての代筆・代読の方法を習得する
	科目名	時間数	内容
講義	(7) 同行援護の基礎知識	2	同行援護の目的と機能を理解し、基本原則を把握する
演習	(8) 基本技能	4	基本的な移動支援の技術を習得する

(9) 応用技能	4	応用的な移動支援の技術を習得する
計	12	

② 同行援護従業者養成研修（応用課程）標準カリキュラム

科目名		時間数	内容
講義	(1) 障害・疾病の理解②	1	業務において直面する障害・疾病を医学的、実践的視点でより深く理解する
	(2) 障害者(児)の心理②	1	視覚障害者(児)の心理に対する理解を深め、適切な対応ができるよう習得する。
演習	(3) 場面別基本技能	3	日常的な外出先での技術を学ぶ
	(4) 場面別応用技能	3	目的に応じた外出先での技術を習得する
	(5) 交通機関の利用	4	交通機関での移動支援技術を習得する
計		12	

（9）行動援護従業者養成研修

行動援護従業者養成研修標準カリキュラム

科目名	時間数	内容	
I 講義	10		
1 強度行動障害がある者の基本的理解	2.5	①強度行動障害とは	本研修の対象となる行動障害 強度行動障害の定義 強度行動障害支援の歴史的な流れ 知的障害／自閉症／精神障害とは 行動障害と家族の生活の理解 危機管理・緊急時の対応
		②強度行動障害と医療	強度行動障害と精神科の診断 強度行動障害と医療的アプローチ 福祉と医療の連携
2 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識	3.5	③強度行動障害と制度	自立支援給付と行動障害／他
		④構造化	構造化の考え方 構造化の基本と手法 構造化に基づく支援のアイディア
		⑤支援の基本的な枠組みと記録	支援の基本的な枠組み 支援の基本的なプロセス アセスメント票と支援の手順書の理解 記録方法とチームプレイで仕事をする大切さ

		⑥虐待防止と身体拘束	虐待防止法と身体拘束について 強度行動障害と虐待
		⑦実践報告	児童期における支援の実際 成人期における支援の実際
3 強度行動障害のある者へのチーム支援	2	①強度行動障害支援の原則	チームによる支援の重要性 支援の6つの原則 地域で強度障害の人を支える
4 強度行動障害と生活の組み立て	2	②強度障がいのある人の生活と支援の実際	行動障害のある人の家族の思い 日中活動場面における支援 夕方から朝にかけての支援 外出場面における支援
II 演習	14	内容	
1 基本的な情報収集と記録等の共有	1	①情報収集とチームプレイの基本	情報の入手とその方法 記録とそのまとめ方と情報共有 アセスメントとは 様々なコミュニケーション方法
2 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解	2.5	②固有のコミュニケーション	コミュニケーションの理解と表出 グループ討議／まとめ 感覚・知覚の特異性と障害特性
3 行動障害の背景にある特性の理解	2.5	③行動障害の背景にあるもの	行動障害を理解する氷山モデル グループ討議／まとめ
4 障害特性の理解とアセスメント	2.5	④障害特性とアセスメント	障害特性の理解 障害特性に基づくアセスメント 行動の意味を理解する
5 環境調整による強度	3.5	⑤構造化の考え方と方法	強みや好みを生かす視点 構造化の考え方 構造化の方法
		⑥支援の手順書の作成	日中活動場面における支援の手順書 外出場面における支援の手順書
6 記録の基づく支援の評価	1	⑦記録の収集と分析	行動の記録の方法 記録の整理と分析 再生アセスメントと手順書の修正
7 危機対応と虐待防止	1	⑧危機対応と虐待防止	危機対応の方法 虐待防止と身体拘束
合計	24		

(10) 強度行動障害支援者養成研修

① 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）標準カリキュラム

科目名	時間数	内容	
I 講義	6		
1 強度行動障害がある者の基本的理解	2.5	①強度行動障害とは	本研修の対象となる行動障害 強度行動障害の定義 強度行動障害支援の歴史的な流れ 知的障害／自閉症／精神障害とは 行動障害と家族の生活の理解 危機管理・緊急時の対応
			強度行動障害と精神科の診断 強度行動障害と医療的アプローチ 福祉と医療の連携
			自立支援給付と行動障害／他 (例) 支援区分と行動関連項目・重度訪問介護の対象拡大・発達障害者支援体制整備・強度行動障害支援者養成研修
			構造化の考え方 構造化の基本と手法 構造化に基づく支援のアイディア
			支援の基本的な枠組み 支援の基本的なプロセス アセスメント票と支援の手順書の理解 記録方法とチームプレイで仕事をする大切さ
	3.5	④構造化	虐待防止法と身体拘束について 強度行動障害と虐待
			児童期における支援の実際 成人期における支援の実際
		⑤支援の基本的な枠組みと記録	児童期における支援の実際 成人期における支援の実際
			虐待防止法と身体拘束について 強度行動障害と虐待
			児童期における支援の実際 成人期における支援の実際
II 演習	6	内容	
1 基本的な情報収集と記録等の共有	1	①情報収集とチームプレイの基本	情報の入手とその方法 記録とそのまとめ方と情報共有 アセスメントとは
2 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解	2.5		様々なコミュニケーション方法 コミュニケーションの理解と表出 グループ討議／まとめ
3 行動障害の背景にある特性の理解	2.5		感覚・知覚の特異性と障害特性 行動障害を理解する氷山モデル グループ討議／まとめ
合計	12		

② 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）標準カリキュラム

科目名	時間数	内容	
I 講義	4		
1 強度行動障害のある者へのチーム支援	2	①強度行動障害支援の原則	チームによる支援の重要性
			支援の6つの原則
			地域で強度障害の人を支える
2 強度行動障害と生活の組み立て	2	①強度障がいのある人の生活と支援の実際	行動障害のある人の家族の思い
			日中活動場面における支援
			夕方から朝にかけての支援
			外出場面における支援
II 演習	8		
1 障害特性の理解とアセスメント	2.5	①障害特性とアセスメント	障害特性の理解
			障害特性に基づくアセスメント
			行動の意味を理解する
2 環境調整による強度	3.5	①構造化の考え方と方法	強みや好みを生かす視点
			構造化の考え方
			構造化の方法
		②支援の手順書の作成	日中活動場面における支援の手順書
			外出場面における支援の手順書
3 記録の基づく支援の評価	1	①記録の収集と分析	行動の記録の方法
			記録の整理と分析
			再生アセスメントと手順書の修正
4 危機対応と虐待防止	1	①危機対応と虐待防止	危機対応の方法
			虐待防止と身体拘束
合計	12		

(11) 重度訪問介護従業者養成研修

重度訪問介護従業者養成研修（統合過程）標準カリキュラム

科 目	時間数	内 容
講義	(1)重度の肢体不自由者の地域生活等	2 ・介護の目的、機能と基本原則 ・介護ニーズと基本的対応
	(2) 基礎的な介護技術	1 ・在宅介護の特徴とすすめ方 ・福祉用具の基礎知識と活用 ・介護者の健康管理
	(3) コミュニケーションの技術	2 ・言語障害の種類と特徴 ・言語障害のある肢体不自由者とのコミュニケーションの方法
	(4) 喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止	3 呼吸について 人工呼吸器について 口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の吸引 喀痰吸引の手順、留意点、緊急時の対応等
	(5) 経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止	3 健康状態の把握 職と排泄(消化)について 胃ろう、腸ろうと経鼻経管栄養 経管栄養の手順、留意点、緊急時の対応等
演習	喀痰吸引等に関する演習	1 喀痰吸引(口腔内)(鼻腔内) 喀痰吸引(気管カニューレ内部) 経管栄養(胃ろう・腸ろう) 経管栄養(経鼻)
実習	(1)基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	3 ・基礎的な介護方法 ・重度の肢体不自由者とのコミュニケーション
	(2)外出の介護技術に関する実習	2 ・車いすへの移乗に際しての抱きかかえ方や移乗の方法 ・車いすでの移動を介護する場合の車いすの取り扱い方や平地、階段での移動方法など
	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	3.5 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習 (障害程度区分5又は6である肢体不自由者に対する介護サービス提供現場を1カ所以上含むこと)
計		20.5

(12) 咳痰吸引等研修

		第1・2号		第3号		
		科目又は行為	時間又は回数	科目又は行為	時間又は回数	
基本 研修	講義	人間と社会	50時間	重度障害児・者の地域生活等に関する講義	8時間	
		保健医療制度とチーム医療		喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義		
		安全な療養生活		緊急時の対応及び危険防止に関する講義		
		清潔保持と感染予防				
		健康状態の把握				
		高齢者及び障害児・者の喀痰吸引概論				
		高齢者及び障害児・者の喀痰吸引実施手順解説				
		高齢者及び障害児・者の経管栄養概論				
		高齢者及び障害児・者の経管栄養実施手順解説				
実地研修	演習	口腔内の喀痰吸	5回以上	喀痰吸引等に関する演習	2.5時間	
		鼻腔内の喀痰吸引	5回以上			
		気管カニューレ内部の喀痰吸引	5回以上			
		胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	5回以上			
		経鼻経管栄養	5回以上			
		救急蘇生法	1回以上			
		口腔内の喀痰吸	10回以上	口腔内の喀痰吸	医師等の表において受講者が修得すべき知識及び技能を修得したと認めるまで実施	
		鼻腔内の喀痰吸引	20回以上	鼻腔内の喀痰吸引		
		気管カニューレ内部の喀痰吸引	20回以上	気管カニューレ内部の喀痰吸引		
		胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	20回以上	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養		
		経鼻経管栄養	20回以上	経鼻経管栄養		

(13) 熊本県精神障がい者地域移行支援研修会

- ・研修内容は、企画委員会において検討・決定
- ・研修期間は1～2日
- ・構成
 - ① 講義
 - ② 実践報告
 - ③ グループワーク

(14) ファシリテータ養成研修（基礎編）

- ・ファシリテーションとは
- ・ファシリテータの役割
- ・ファシリテータのスキル 等

7 障害福祉サービス従事者等関連研修一覧

(1) 熊本県障がい者相談支援事業連絡協議会研修会

主催者：熊本県障がい者相談支援事業連絡協議会

対象者：会員

連絡先：(事務局) 熊本市障がい者相談支援センター 青空 096-237-6777

研修時期：年1～2回

※上記の県全体研修の他に地域ブロックごとに研修会開催（会員対象）

○県北ブロック 年1～2回

○県央ブロック 年1～2回

○県南ブロック 年1～2回

○熊本市ブロック 毎月1回の定例研修会及び年1～2回の特別研修会

(2) ジョブコーチ養成研修

主催者：独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構熊本支部 熊本障害者職業センター

対象者：就労移行支援従事者 等

連絡先：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構熊本支部 熊本障害者職業センター 096-371-8333

※独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構熊本支部 熊本障害者職業センターのホームページ参照

(3) 就業支援基礎研修

主催者：独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構熊本支部 熊本障害者職業センター

対象者：就労移行支援従事者等

連絡先：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構熊本支部 熊本障害者職業センター 096-371-8333

※独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構熊本支部 熊本障害者職業センターのホームページ参照

(4) 熊本県身体障害児者施設協議会研修会

主催者：熊本県身体障害児者施設協議会

対象者：会員

連絡先：熊本県身体障害児者施設協議会 事務局 096-324-5462

(5) 熊本県知的障がい者施設協会研修会

主催者：熊本県知的障がい者施設協会

対象者：会員

連絡先：熊本県知的障がい者施設協会 事務局 096-324-5462

(6) 社会福祉従事者研修（福祉職員生涯研修）

主催者：熊本県社会福祉協議会

対象者：社会福祉従事者

連絡先：熊本県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター 096-322-8077

※熊本県社会福祉協議会のホームページ参照

(7) 社会福祉従事者研修（課題別研修）

主催者：熊本県社会福祉協議会

対象者：社会福祉従事者

連絡先：熊本県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター 096-322-8077

※熊本県社会福祉協議会のホームページ参照

(8) 熊本県介護職員初任者研修

主催者：熊本県指定事業所

対象者：訪問介護事業及び介護業務従事者

連絡先：熊本県指定事業所

※熊本県ホームページ → 検索コーナー → 「介護職員初任者研修」で検索

人材育成ビジョン策定プロジェクトチーム

(五十音順 敬称略)

氏名	所属
伊藤 裕之	障害者支援施設 愛隣館
大島 真樹	熊本市しょうがい者生活支援センター青空
大関 宏治	地域生活支援センター ウィズ
北村 聰一郎	こども発育支援センター えるぴあ
熊川 嘉一郎	ライン工房
後藤 浩史	紅い華 熊本北センター
後藤 政巳	コミュニティはうす明日
今野 えり子	地域生活支援センターふれあい
崎山 徹	相談支援センター こころ
多賀 浩一	地域生活相談支援センターすまいる
田中 哲晃	相談支援事業所 けやき
玉垣 希望子	くまもと江津湖通園センター
辻 啓司	障害者支援施設 愛隣館
春田 隆	社会福祉法人菊愛会 地域生活支援事業所あおぞら
平田 晴彦	相談支援センター絆
邑上 春美	熊本社会福祉専門学校
村上 まゆみ	有明地域療育センター
山口 洋平	社会福祉法人慶信会 熊本県南部障害者就業・生活支援センター結
山田 博美	コミュニティセンターりんくる
吉村 真由美	大津あゆみ園
オブザーバー	
久保田 智恵	公益財団法人総合健康推進財団九州支部
松村 文	公益財団法人総合健康推進財団九州支部
事務局	
熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局 障がい者支援課	